

令和6年

自転車のルール遵守と マナーアップ運動実施要領

自転車ヘルメットの着用
よろしくね！



佐賀県交通対策協議会

(事務局：佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室)

令和6年自転車のルール遵守とマナーアップ運動実施要領

1 目的

新入学や新年度から1か月が経過し、気が緩みがちな5月を、自転車のルール遵守とマナーアップを図る運動期間として定め、自転車を利用する全年齢層に対し広報啓発や街頭指導を行うことで、自転車の安全利用を促進し、交通ルール遵守を定着させ、自転車乗用中の交通事故防止を図る。

2 期間

令和6年5月1日（水）から5月31日（金）までの間

3 主催

佐賀県交通対策協議会

4 関係機関・団体の実施要領

別紙のとおり

【自転車安全利用五則】《令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定》

① 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両。歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しましょう。

歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従い、道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、しっかり安全確認をしましょう。

③ 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければなりません。

④ 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはなりません。

⑤ ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。また、他人を当該自転車に乗車させるときも乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。

児童又は幼児が自転車を運転するとき、保護する責任のある者は、当該自動又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。

（※令和5年4月1日施行の改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されました。）

別紙

関係機関・団体	実 施 事 項
各機関・団体 共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体の活用により、交通安全に関する広報啓発活動の強化推進を図る。 ○ 自組織内、全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、自組織内職員による率先的な行動を奨励する。 ○ 自転車の安全運転及び交通ルール遵守に関する広報キャンペーンを展開する。 ○ 交通安全用品について効果の周知と普及促進を図る。 ○ 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供し、運動の周知と交通安全啓発を推進する。 ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底と「自転車は車両」という意識の高揚を推進する。 ○ 改正道路交通法による全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化の周知と着用の徹底を図る。 ○ 自転車損害賠償保険への加入促進、オートライト化の促進を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町、関係機関・団体等との相互連絡調整を行う。 ○ 各市町、推進機関・団体が実施する事業などを支援する。 ○ ラジオ、新聞等への資料提供と各種広報媒体の活用により、運動の周知徹底を図る。
市・町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体の活用により、運動の周知徹底を図る。 ○ 交通安全指導員、学校等と協力して、街頭指導や駐輪場等での点検・指導を実施する。 ○ 関係機関・団体と協力して、中学生・高校生、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の自転車交通安全教室を開催する。
教育委員会 学校 高等学校生徒指導連盟 PTA 連合会 高等学校PTA 連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町・PTA等との連携により、自転車の正しい乗り方やマナーアップについて指導する。 ○ 校門及び学校近隣において街頭指導を実施する。 ○ 通学自転車の点検整備を推進する。 ○ 会員への運動の周知徹底を図る。 ○ 学校等と協力し、自転車の正しい乗り方やマナーアップについて指導する。 ○ 自転車利用者に対するヘルメット着用の徹底を図る。 ○ 自転車の安全利用について家庭での会話を推奨する。 ○ 夜間のライト点灯について確実に指導する。 ○ 自転車損害賠償保険への加入促進を図る。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体と連携した街頭指導活動及び交通指導取締りを実施する。 ○ 関係機関・団体と連携し、自転車の正しい乗り方やマナーアップについて指導する。
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全利用についての広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車の正しい乗り方や点検整備の励行について指導する。 ○ 「TSマーク」を始めとした自転車保険の加入促進を図る。
交通安全母の会 老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員への周知徹底を図る。 ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底と「自転車は車両」という意識の高揚を推進する。 ○ 夜間のライト点灯や反射材用品の装着などを推進する。